獣医療法施行規則

発令　　：平成4年8月25日農林水産省令第44号

最終改正：令和5年10月13日農林水産省令第52号（施行日：令和6年4月1日）

新（令和６年４月１日以降適用）	旧（令和６年３月31日まで適用）
第四章　広告制限の特例	第四章　広告制限の特例
（広告制限の特例）	（広告制限の特例）
第24条　法第17条第２項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。	第24条　法第17条第２項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　獣医師法（昭和24年法律第186号）第６条の獣医師名簿への登録年月日をもって同法第３条の規定による免許を受けていること及び第１条第１項第四号の開設の年月日をもって診療施設を開設していること。	一　獣医師法（昭和24年法律第186号）第６条の獣医師名簿への登録年月日をもって同法第３条の規定による免許を受けていること及び第１条第１項第四号の開設の年月日をもって診療施設を開設していること。
二　農林水産大臣の指定する者が行う獣医師の専門性に関する認定を受けていること	（新設）
三　医薬品医療機器等法に基づく承認若しくは認証を受けた医薬品、医療機器（医薬品医療機器等法第２条第４項に規定する医療機器をいう。次号において同じ。）又は医薬品医療機器等法第２条第９項に規定する再生医療等製品であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを用いる検査、手術その他の治療を行うこと。	（新設）
四　医療機器を所有していること。	二　医薬品医療機器等法第２条第４項に規定する医療機器を所有していること。
五　家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第３条の３第２項第四号に規定する家畜体内受精卵の採取を行うこと。	三　家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第３条の３第２項第四号に規定する家畜体内受精卵の採取を行うこと。

新（令和６年４月１日以降適用）	旧（令和６年３月31日まで適用）
六　犬又は猫の生殖を不能にする手術を行うこと。	四　犬又は猫の生殖を不能にする手術を行うこと。
七　狂犬病その他の動物の疾病の予防注射を行うこと。	五　狂犬病その他の動物の疾病の予防注射を行うこと。
八　医薬品であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものによる寄生虫病の予防措置を行うこと。	六　医薬品であって、動物のために使用されることが目的とされているものによる犬糸状虫症の予防措置を行うこと。
九　飼育動物の健康診断を行うこと。	七　飼育動物の健康診断を行うこと。
十　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の２に規定するマイクロチップの装着を行うこと。	（新設）
十一　獣医師の役職及び略歴に関すること。	（新設）
十二　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第53条第３項に規定する家畜防疫員であること。	八　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第53条第３項に規定する家畜防疫員であること。
九　家畜伝染病予防法第２条の３第４項に規定する家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された団体から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。	九　家畜伝染病予防法第２条の３第４項に規定する家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。
十四　獣医療に関する技術の向上及び獣医事に関する学術研究に寄与することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人の会員であること。	十　獣医療に関する技術の向上及び獣医事に関する学術研究に寄与することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人の会員であること。
十五　獣医師法第16条の２第１項に規定する農林水産大臣の指定する診療施設であること。	十一　獣医師法第16条の２第１項に規定する農林水産大臣の指定する診療施設であること。
十六　愛玩動物看護師（愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）第２条第２項に規定する愛玩動物看護師をいう。）の勤務する診療施設であること。	（新設）

新（令和６年４月１日以降適用）	旧（令和６年３月31日まで適用）
十七　農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第１項に規定する組合等（以下「組合等」という。）若しくは同条第２項に規定する都道府県連合会から同法第128条第１項（同法第172条において準用する場合を含む。）の施設として診療を行うことにつき委託を受けていること又は同法第10条第１項に規定する組合員等の委託を受けて共済金の支払を受けることができる旨の契約を組合等と締結していること。	十二　農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第１項に規定する組合等（以下「組合等」という。）若しくは同条第２項に規定する都道府県連合会から同法第128条第１項（同法第172条において準用する場合を含む。）の施設として診療を行うことにつき委託を受けていること又は同法第10条第１項に規定する組合員等の委託を受けて共済金の支払を受けることができる旨の契約を組合等と締結していること。
２　法第17条第２項後段の農林水産省令で定める制限は、次のとおりとする。	２　法第17条第２項後段の農林水産省令で定める制限は、次のとおりとする。
一　前項第三号及び第四号並びに第六号から第十号までに掲げる事項を広告する場合にあっては、次に掲げる制限 イ　提供される獣医療の内容が他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。 ロ　提供される獣医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。 ハ　問い合わせ先、通常必要とされる診療内容並びに診療に係る主なリスク、副作用及び費用を併記しなければ広告してはならないこと。	一　前項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項を広告する場合にあっては、提供される獣医療の内容が他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
二　前項第七号に掲げる事項（狂犬病予防注射に関する事項に限る。）を広告する場合にあっては、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第４条に規定する犬の登録及び鑑札並びに同法第５条に規定する予防注射及び注射済票に関する説明を併記しなければ広告してはならないこと。	二　前項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項を広告する場合にあっては、提供される獣医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。
三　前項第十号に掲げる事項を広告する場合にあっては、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の５第１項に規定する登録に関する説明を併記しなければ広告してはならないこと。	三　前項第四号から第七号までに掲げる事項を広告する場合にあっては、提供される獣医療に要する費用を併記してはならないこと。

新（令和６年４月１日以降適用）	旧（令和６年３月31日まで適用）
四　農林水産大臣は、前項第二号の規定により指定した者が専門性に関する認定を行うについて不適当であると認められるに至ったときは、その指定を取り消すことができること。	（新設）
３　第１項各号に掲げる事項を広告する場合にあっては、飼育者が獣医療サービスの選択を適切に行うことができるように、獣医師又は診療施設の業務について正確かつ適切な情報を提供するよう努めなければならない。	（新設）